

議案第30号

宝塚市営霊園条例等の一部を改正する条例の制定について

資料1 宝塚市営霊園条例等の一部改正について（概要）

1 改正の理由・経緯

宝塚市営霊園事業計画の見直しに伴い、より市民ニーズに即した柔軟な市営霊園の経営を行うため、宝塚市営霊園条例等の一部を改正するものです。

2 宝塚市営霊園条例の一部改正のポイント

(1) 樹木葬式墓所に係る規定の追加（第42条から第52条まで）

ア 樹木葬式墓所の概要

種 別	使用料の金額（税別）	使用期間
共同埋蔵型墳墓	200,000円	永年
大型シンボルツリー型墳墓	800,000円	永年
小型シンボルツリー型墳墓	500,000円	許可日から20年間
ガーデニング型墳墓	700,000円	許可日から20年間

※ 小型シンボルツリー型墳墓及びガーデニング型墳墓に埋蔵した焼骨は、20年の使用期間経過後共同埋蔵型墳墓に改葬する。

イ 使用者の範囲 制限なし（祭祀主宰者に係る要件等なし）

(2) 長尾山霊園普通墓所に係る使用者の範囲の緩和（第6条関係）

現在、長尾山霊園普通墓所は市民の使用に限定していますが、ここ数年の貸出数の減少傾向を踏まえて、市外在住者を新たに使用対象者に加えます。

(3) 合葬式墓所に係る使用者の範囲の緩和等（第34条関係）

現在、合葬式墓所については自己の生前申込を行う場合、市内居住要件及び親族を祭祀主宰予定者として定める要件などがありますが、使用件数の増加を図るため、今回、合葬式墓所の生前申込条件から居住地、祭祀主宰予定者及び年齢に係る規定を廃止します。

3 宝塚市営霊園条例の一部を改正する条例の一部改正のポイント

(1) 長尾山霊園及び西山霊園に係る墓所返還に伴う還付金の見直し（第2条の改正規定）

宝塚市営霊園条例の一部を改正する条例（平成29年条例第25号）の経過措置により、現在、平成29年9月1日以前に霊園の使用許可の申請をした者が普通墓所を返還した場合、既納の使用料の半額を還付していますが、近年長尾山霊園の区画の返還が増加し、当該返還に伴う使用料の還付金の額が霊園の経営上課題となっていることから、

令和6年（2024年）1月1日以降の返還に伴う使用料の還付を廃止します。

（2）平成29年9月1日以後に使用許可申請をした長尾山霊園の普通墓所及び宝塚すみれ墓苑の普通墓所の返還に伴う使用料の還付については、使用許可の日から起算して5年以内に未使用の普通墓所を返還した場合に既納の使用料の半額を還付します。

4 施行期日

令和5年4月1日

5 樹木葬式墓所イメージ

別紙のとおり